

陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策

を求める意見書の提出を求める陳情 討論一覧(討論順掲載)

賛成討論 門原武志 議員

変形労働制は、必要な授業時間を確保し行事もこなす学校現場には全く合わない仕組みだ。文科省の「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、精神疾患で休職した公立小中学校と特別支援学校の教員は、過去最高の5897人、全体の0.64%で過去最多を記録した。その原因は慢性的な人手不足だ。その是正には財源は必要。一方、国会では防衛費を増額するための法律が成立した。財源も決まっていないのに防衛費を増やすことは決めるのに、教育費を増やすことについてはどうなのか。教職員のやる気や誠意に甘えることなく、適正な配置を行い、長時間過密労働を解消するのは教育行政の責任。

賛成討論 中野まさひろ 議員

「1年単位の変形労働時間制」は、繁忙期の勤務時間を延長する代わりに夏休み期間の休日を増やす運用が自治体の判断で可能となるものですが、見かけ上、時間外労働の時間が減ることにより繁忙期の長時間勤務を助長することになりかねません。また、夏休み等の長期休暇中でしか有給休暇の取得が困難な先生たちにとって、ただでさえ消化しにくい有給休暇の取得をより困難にしかねないものであります。私の令和2年第2回定例会の一般質問に対し「現時点では、導入の予定はありませんが、他市町の動向を注視していきたいと考えております。」との答弁がありました。愛知県においても、①「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定をしないこと、②教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること、③教員の未配置を無くすことは、子ども達の幸せのために達成すべき喫緊の課題であります。

賛成討論 こう田さとみ 議員

この制度に対する教職員組合等の声は「現在の長時間労働を見えなくするだけで働き方改革になっていない」「育児や介護等家庭の事情を抱えた教職員に十分配慮される保証がない」との異論が多く散見される。長期休業中の休日のまとめ取り促進が掲げられているが、教職員の病気休暇・休業の発生時期は5~6月が最多で、夏休み前に心身ともに悲鳴を上げている教員が多い。部活動等様々な業務があり、休日出勤をせざるを得ないのが現状。また夏季休業期間中は、自主的・自発的な研修のチャンスでもある。育児・介護等を負っている先生は、繁忙期に夕方5時頃に帰宅するには年休を取らなくてはならなくなる。本来この制度の運用には、労使ともに合意し、協定を結び労働基準監督署に届け出ることになっているが、給特法の改正で労使協定ではなく、地方自治体の条例で導入できるとした。これは労基法の「労使対等決定原則」に反し、労働者保護の観点からも許されるものではない。

反対討論 水川淳 議員

「1年単位の変形労働時間制」は、教職員の長時間労働が日本の教育の将来を左右する課題である、と投げかけられた中教審が80ページ近い膨大な資料にまとめ2019年1月に答申した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」で示されている手法の1つ。しかしコロナ禍により、答申を踏まえて教職員の長時間労働の改善に緒に就いたものの、その行程は道半ばの状況といえる。まずは答申を踏まえた対策の推移を見つつ、かつ、いみじくも陳情の文中通り「各学校で」本当に実情に合った制度であるかどうか検討し、次に「市町村教育委員会と相談し」本町の教育環境に資するか否かを判断し、その意向を踏まえ、愛知県教育委員会がその要否と時期を決定すること、の忠実な遂行をまずは求めるべきであり、現段階において東郷町議会が機関として意見書を提出することには不同意。